

令和 4 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 4 号）

【補正額】

- ・歳入歳出とも 301,993千円の増額
- ※補正後予算額 68,978,755千円

補正予算

歳出

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰対応分）を活用した事業

① 障害者福祉運営事業／障害福祉課

障害福祉サービス等事業所支援補助金の追加

5,569千円 → 17,707千円

補助金 12,138千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰分）を活用し、市内障害福祉サービス等事業所（305 事業所）に対し、原油価格・物価高騰に伴う経費の補助を行うため、増額補正するもの。
- ・ 市内の障害福祉サービス等事業所に対して、ガソリン代、食材費、光熱費の上昇相当額について補助する。

② 高齢者生活支援事業／介護保険課

介護保険サービス事業所支援補助金の追加

25千円 → 54,797千円

補助金 54,772千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰分）を活用し、市内介護保険サービス事業所（211 事業所）に対し、原油価格・物価高騰に伴う経費の補助を行うため、増額補正するもの。
- ・ 市内の介護保険サービス等事業所に対して、ガソリン代、食材費、光熱費の上昇相当額について補助する。

③ 私立保育所等助成事業／保育課

民間保育所等給食費補助金の追加

686,723千円 → 700,175千円

補助金 13,452千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰分）を活用し、保護者負担を抑え民間保育所等の給食の質を担保することを目的に、給食費に係る補助を行うため、増額補正するもの。
- ・ 市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育施設（小規模保育事業、事業所内保育、家庭的保育）、新制度移行幼稚園のうち自園調理を行う施設に対して、児童一人一食あたり26円を補助する。
- ・ 宅配方式で給食を提供する施設に対しては、宅配事業者が実施する値上げ額を補助する。

④ **重点事業** 環境基本計画等推進事業／環境政策課

住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等補助金の追加

5,500千円 → 11,000千円

補助金 5,500千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰分）を活用し、原油価格高騰に起因するエネルギー価格の上昇を受けて、創エネルギー、省エネルギー及び電気・燃料（ガソリン等）の使用軽減に寄与する補助金のニーズが高まることが想定されることから、増額補正するもの。

⑤ 農業振興運営事業／農水課

肥料等高騰支援補助金の追加

3,950千円 → 24,950千円

補助金 21,000千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰分）を活用し、農業従事者の各種生産資材のうち、価格が高騰した肥料、資材及び燃油の費用の補助を行うため、増額補正するもの。
- ・ 資材、肥料及び燃油について、調達価格の上昇相当額について補助を行う。

⑥ 水産業振興運営事業／農水課

燃料費高騰支援補助金の追加

1,800千円 → 11,800千円

補助金 10,000千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰分）を活用し、漁船に用するガソリン及び軽油、加工時に使用する灯油の費用の補助を行うため、増額補正するもの。
- ・ ガソリン、軽油及び灯油について、調達価格の上昇相当額について補助を行う。

⑦ 公衆浴場助成事業／商工課

公衆浴場設備整備費等補助金の追加

629千円 → 1,120千円

補助金 491千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰分）を活用し、一般公衆浴場事業者に燃料費及び電気代の高騰分についての補助を行うため、増額補正するもの。
- ・ 公衆浴場業の健全な営業を助長することにより、市民の利便性向上に寄与するとともに公衆衛生の向上と増進を図る。

⑧ 公共交通支援事業／都市計画課

公共交通原油価格高騰対策補助金の追加

0円 → 8,091千円

補助金 8,091千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰分）を活用し、市内に営業所を有するバス・タクシー事業者保有する車両台数に応じて補助を行うため、補正措置するもの。
- ・ 燃料費の増加見込み額として、バス1台あたり35,000円、タクシー1台あたり12,000円を補助する。

⑨ **重点事業** 就園支援事業／こども支援課

(仮称) 私立幼稚園給食費補助金の追加

24,752千円 → 24,820千円

補助金 68千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰分）を活用し、給食費の値上げを予定している私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）に対し、値上げ分の補助を行うため、増額補正するもの。
- ・ 宅配方式で給食を提供する市内の新制度未移行幼稚園に対して、宅配事業者が実施する値上げ額を補助する。

⑩ 中学校給食事務／学務課

中学校給食賄材料費の追加

0千円 → 4,474千円

賄材料費 4,474千円増

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰分）を活用し、物価高騰により給食の食材料費も上昇している中で、保護者負担を抑え、中学校給食の質を維持するため、食材料費の価格上昇分を児童一人一食あたり13円補正措置するもの。

2 その他の事業

① 国県支出金等返還金／こども支援課

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の返還

3,365千円 → 161,264千円

償還金、利子及び割引料 157,899千円増

- ・ 令和3年度に支給した「子育て世帯への臨時特別給付金」については、支給に先立ち、国庫補助金として事業費及び事務費相当額を全額概算払いで受領している。
- ・ 給付金の支給完了に伴い、受領した国庫補助金に残余が生じたため、差額の返還に係る経費を増額補正するもの。

② 救急医療対策事業／市民健康課

休日夜間急患診療所業務委託料の増額

42,380千円 → 49,674千円

委託料 7,294千円増

- ・ 休日や夜間の急患に対応するため、鎌倉市医師会に委託し、休日夜間急患診療所を設け、内科・小児科の診療を実施しているが、新型コロナウイルスの新規感染者数の増加によって、既存の職員数では対応が間に合わない状況となっている。
- ・ 今後も、新型コロナウイルスの新規感染者数の状況次第で、休日夜間急患診療所の業務量が大きく変化することが見込まれることから、医師、看護師、事務員の増員及び超過勤務に係る経費を増額補正するもの。

③ 鎌倉国宝館管理運営事業／生涯学習課

鎌倉国宝館管理運営に係る光熱水費の追加

9,020千円 → 15,120千円

光熱水費 6,100千円増

- ・ 文化財保管に必要な空調機運転時間の見直しの影響で電気使用量が増加したことにより、光熱水費の不足が見込まれるため増額補正するもの。

④ 体育施設管理運営事業／スポーツ課

体育施設管理運営に伴う車両事故への損害賠償の追加

0千円 → 714千円

賠償金 0千円 → 714千円

- ・ 深沢多目的スポーツ広場において市の管理瑕疵に起因する車両事故が発生し、利用者の車両が一部破損したため、この損害に対する賠償金を補正措置するもの。

歳入

(諸収入)

- ① 雑入の増額 (714千円
／公的不動産活用課 300千円→1,014千円)
☆ 賠償金の支払いに伴う賠償保険の増

(繰越金)

- ② 前年度繰越金の増額 (301,279千円
／財政課 600,000千円→901,279千円)
☆ 歳出の増額に伴う前年度繰越金の増

繰越明許費

① 重点事業 指令活動事業／指令情報課

消防車両購入事業（携帯型移動局無線装置）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、消防車両に搭載予定の携帯型移動局無線装置の納品が今年度間に合わないことが判明したため、繰越明許費を設定しようとするもの。
- ・ 金額 携帯型移動局無線装置（4台） 3, 111千円

② 車両購入事業／警防救急課

消防車両購入事業（災害対応多目的車）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、消防車両の一部である災害対応多目的車の納品が今年度間に合わないことが判明したため、繰越明許費を設定しようとするもの。
- ・ 金額 災害対応多目的車（2台） 7, 150千円

③ 生涯学習センター管理運営事業／生涯学習課

鎌倉生涯学習センター吊物機構修繕事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、鎌倉生涯学習センター吊物機構修繕に必要な操作盤や制御機器などの一部の部品の納品が今年度間に合わないことが判明したため、繰越明許費を設定しようとするもの。
- ・ 金額 21, 450千円
内訳) 現年度予算措置 54, 120千円
現年度執行見込 32, 670千円
繰越明許費 21, 450千円

債務負担行為

① 重点事業 放課後子ども総合プラン等管理運営事業／青少年課 放課後子どもひろばにかいどう外3施設管理運営事業費

- ・ 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を指定管理期間とし、放課後かまくらっ子にかいどう・いなむらがさきの管理運営を指定管理者に行わせるため、必要となる指定管理料について債務負担行為の設定を行うもの。
- ・ 債務負担行為の設定期間については、令和4年度中に指定管理者と基本協定を締結する必要があることから、令和4年度から令和9年度までを設定期間とする。

債務負担行為設定額 295,882千円
債務負担行為設定期間 令和4年度から令和9年度まで

年割額	令和4年度	0千円
	令和5年度	59,948千円
	令和6年度	58,955千円
	令和7年度	58,993千円
	令和8年度	58,993千円
	令和9年度	58,993千円

② 重点事業 特別保育事業／保育課 保育士派遣業務委託事業費（緊急一時預かり事業分）

- ・ 公立保育園において実施している緊急一時預かり事業では、人材派遣事業者と契約を締結し、保育士の派遣を受けるなどして対応している。
- ・ 令和5年度についても、緊急預かり事業分として2名の派遣を予定しているが、人材の確保等に要する準備期間が必要となることから、令和4年度中に一般競争入札による事業者選定を前倒しして実施するため、補正予算により債務負担行為を設定するもの。

債務負担行為設定額 10,358千円
債務負担行為設定期間 令和4年度から令和5年度まで

- ・ 年割額 令和4年度 0千円
令和5年度 10,358千円

③ 公立保育所管理運営事業／保育課

保育士派遣業務委託事業費（通常保育分）

- ・ 公立保育園における定員を超えた児童の弾力的受入れや、障害児の受入れについては、人材派遣事業者と契約を締結し、保育士の派遣を受けるなどして対応している。
- ・ 令和5年度についても、通常保育分として11名の派遣を予定しているが、人材の確保等に要する準備期間が必要となることから、令和4年度中に一般競争入札による事業者選定を前倒しして実施するため、補正予算により債務負担行為を設定するもの。

債務負担行為設定額	55,300千円
債務負担行為設定期間	令和4年度から令和5年度まで

年割額	令和4年度	0千円
	令和5年度	55,300千円

④ 特別支援教育事業／教育指導課

肢体不自由学級児童生徒送迎バス運行業務委託事業費

- ・ 御成小学校及び御成中学校の肢体不自由特別支援学級に通う児童・生徒の通学等に利用するマイクロバス及び送迎バス運行業務に必要な経費を、前年度中から入札の手続きを行うことができるよう、令和4年度から令和9年度までの債務負担行為を設定するもの。

債務負担行為設定額	53,350千円
債務負担行為設定期間	令和4年度から令和9年度まで

年割額	令和4年度	0千円
	令和5年度	10,670千円／年
	令和6年度	10,670千円／年
	令和7年度	10,670千円／年
	令和8年度	10,670千円／年
	令和9年度	10,670千円／年

令和4年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

債務負担行為

用地取得事業／公的不動産活用課

重点事業 大塚川から新川への分水用地取得事業費

- ・ 大塚川から新川への分水用地取得事業について、地権者が事業を行いながら建物を移転するにあたり、移転完了が令和6年度になることが示されたため、補償費の一部及び用地購入費に係る債務負担行為を設定するもの。
- ・ 当該事業は、集中豪雨対策の一環として、大塚川雨水幹線から準用河川新川への分水施設を準用河川として整備する工事に必要となる用地の取得（区分地上権）及び地権者が建物等を移転する費用の補償金を支払うものであり、令和3年度予算として計上していたが、地権者と協議中であったため、令和3年度から令和4年度に繰越明許費を設定した。
- ・ 令和4年度から建築申請し別の場所に事務所を建築し、令和5年度に現在営業している場所から引越しを行う。令和6年度に現在の建物を除去する。
- ・ 補償費の一部（102,153千円）は令和4年度に支払い、債務負担行為として設定する残りの補償費（43,780千円）及び用地取得費（45,687千円）は令和6年度に支払いを行う。

債務負担行為設定額	89,467千円
債務負担行為設定期間	令和5年度から令和6年度まで
年割額	令和5年度 0千円
	令和6年度 89,467千円

令和4年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第2号）

債務負担行為

台調整池中央監視制御システム更新事業費／浄化センター

- ・ 雨水調整池、雨水低地排水ポンプの遠方監視を行っている中央監視制御システム（平成10年度供用開始）の修繕を行うもの。

債務負担行為設定額	106,700千円
債務負担行為設定期間	令和4年度から令和5年度まで
年割額	令和4年度 0円
	令和5年度 106,700千円

- ・ 同機器は老朽化により通信エラーが頻発していることから、早急に修繕を行う必要があるため、年度内の完了予定見込みで令和4年度予算に計上したが、今般の社会情勢の変化に伴う半導体不足などの影響により、必要な製品の納入までに1年以上かかることとなり、単年度での執行ができないことが判明したため、令和5年度までの債務負担行為の設定を行うもの。
- ・ 契約締結前である現時点で年度内の完了が見込めないことが明確であり、また、地方公営企業法上、契約前の繰越が行えないことから、予算の繰越ではなく債務負担行為の設定を行うもの。